

枕崎市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号。以下「法」という。)の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

枕崎市は、鹿児島県薩摩半島の南端に位置し、南は東シナ海に、ほか三方を山に囲まれており、中央を南さつま市に源を發する花渡川(流程約12km、流域面積約50km²)が流れている。

平地は東部の台地、中央の低地、西部の台地に大別されており、東部の別府台地は畑作農業地帯となっている。中央低地は花渡川流域を中心に早くから開けた地区で、市街地もこの区域にある。西部の立神台地は、火山灰層であり、市内では最も肥沃な畑作地帯である。

このような地理的条件のもと、古くから茶・甘しょ・花き・稲作・野菜園芸などが盛んに行われてきたが、高齢化による農業者の減少、耕作放棄地の増加などにより、地域農業は厳しい状況に置かれている。

このため、担い手の育成・確保や新規参入の促進に加え、農地の流動性を高め、利用権設定等促進事業や農地中間管理事業の推進による農地利用の集積・集約化に取り組んでいく必要がある。

以上のような観点から、地域の強みを活かしながら、活力ある農業を築くため、農業委員会等に関する法律第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員(以下「推進委員」という。)が連携し、「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、枕崎市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は、「農林水産業・地域の活力創造プラン」(平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定)で、「今後10年間で、担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造の確立」とされたことから、それに合わせて平成35年度を目標とし、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」(平成28年3月4日付け経営第2933号農林水産省経営局農地政策課長通知)に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとする。

第2 具体的な目標と推進方法

1 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
現 状 (平成29年3月)	1,650.0ha	140.3ha	7.8%
3年後の目標 (平成32年3月)	1,650.0ha	68.3ha	4.1%
目 標 (平成35年3月)	1,650.0ha	0ha	0%

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

農業委員及び推進委員による農地法(昭和27年法律第229号)第30条第1項の規定による「農地の利用状況調査」(以下「利用状況調査」という。)と同法第32条第1項の規定による「農地の利用意向調査」(以下「利用意向調査」という。)を実施する。

それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」(平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知)に基づき実施する。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、適宜実施する。

利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。

利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農地情報公開システム(全国農地ナビ)」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

② 農地中間管理機構との連携について

利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを行う。

2 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積 (A)	集積面積(B)	集積率(B/A)
現 状 (平成29年3月)	1,650.0ha	600.5ha	36.4%
3年後の目標 (平成32年3月)	1,650.0ha	1,042.8ha	63.2%
目 標 (平成35年3月)	1,650.0ha	1,485.0ha	90.0%

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

① 「人・農地プラン」の作成・見直しについて

農業委員会は、地域ごとに人と農地の問題解決のため、「地域における農業者等による協議の場」を通じて、認定農業者等を地域の中心となる経営体と位置付け、それぞれの農業者の意思と地域の資源に照らした実現可能性のある「人・農地プラン」の作成と見直しに協力する。

② 農地中間管理機構等との連携について

農業委員会は、市・農地中間管理機構・農協等と連携し、

(ア) 農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地

(イ) 経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地

(ウ) 農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

③ 農地の利用調整と利用権設定等について

農地の利用調整については、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の設定を推進し、農地の有効利用を図る。

④ 農地の所有者等を確知することができない農地の取扱い

農地の所有者等を確知することができない農地については、公示手続きを経て県知事の裁定で利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

3 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数 (新規参入者取得面積)
現 状 (平成 29 年 3 月)	0 経営体 0 ha
3 年 後 の 目 標 (平成 32 年 3 月)	9 経営体 15.3 ha
目 標 (平成 35 年 3 月)	19 経営体 32.3 ha

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

① 関係機関との連携

関係機関と連携を取りながら、新規参入の促進に取り組む。

② 農業委員会のフォローアップ活動について

農業委員及び推進委員は、新規参入経営体の定着を図るため、参入後のフォローアップに努める。